

補助金交付申請から交付までの流れ及びチェックリスト

申請者	事前確認	下記の項目をチェックし、全ての項目に該当するか確認してください。
-----	------	----------------------------------

※一つでも該当しない項目がある場合は補助を受けることができません。

- 除却の対象の建築物は、要綱に定める「空き家」および同一敷地にある附属建築物等である。
- 対象の空き家等が除却された後、建築物の存在しない敷地となる。※地下駐車場等は除く。
- 補助対象の空き家は、原則として建築主事の確認を受けて建築された民間戸建て住宅または、線引き前（※）に建築された民間戸建て住宅である。※線引き前とは昭和45年6月19日のことを指します。
- 除却後に新たな住宅を建築することが可能な敷地に存在している空き家である。
- 違法建築物でない空き家である。
- 地階を除く地上階数が3階以下である。
- 当該空き家の除却を行うことについて、土地所有者等、当該利害関係者との協議等が整っている。
- 当該空き家の名義が複数人の場合、その全ての者から除却に関して同意が得られている。
- 申請者は、補助対象空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者か個人（自然人）である。
- 対象空き家に係る固定資産税を滞納していない。
- 申請対象の空き家の延床面積が80㎡以上の場合、建設リサイクル法に基づく届け出を行う必要があることを理解し、届け出について解体工事を依頼する施工業者との事前協議が可能である。
- 申請対象の除却工事が、特定建設作業に該当する場合、特定建設作業実施届け出を行う必要があることを理解し、届け出について解体工事を依頼する施工業者との事前協議が可能である。

申請者	提出	下記の書類を建設課都市計画グループまで提出してください。
-----	----	------------------------------

（申請に必ず必要となる書類）※完納証明書など各証明書類は3ヶ月以内に発行されたもの。

- 豊能町住宅建替え促進事業 既存空き家除却補助金交付申請書（様式第1号）
- 付近見取図（A4サイズ） ※地図の種類等は問わないが、ある程度の位置関係のわかるもの。
- 現況写真（申請日より過去1ヶ月以内に撮影されたもの）
- 空き家であることを証明できるもの（水道・電気・ガスの使用状況や、閉栓、停止日がわかるものなど）
- 土地・建物登記事項等証明書等（所有者等及び建築年月が確認できるもの）
- 対象空き家に係る固定資産税を滞納していないことを証明できる書類（完納証明書等）
- 補助事業（除却）に要する費用が確認できる見積り明細書

（該当する場合に必要となる書類）

- 対象空き家の所有者と居住者、又は土地所有者とが異なる場合、それら利害関係者からの既存空き家除却同意書（利害関係者）（様式第2号）
- 対象空き家に申請者以外の共同名義人がいる場合、全ての共同名義人が署名した既存空家住宅除却同意書（共同名義人）（様式第3号）
- 申請等の手続きを代理人に委任する場合の委任状（任意様式※自署・押印のあるもの）
- 町長が必要と認め、建設課都市計画グループより提出を求める書類

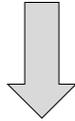


豊能町による書類審査を経て、交付決定通知が送付されます。



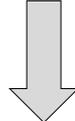
※審査の結果、不交付決定通知書が送付された場合は補助金の交付は受けられません。

申請者	空き家の延床面積が80㎡以上の場合	大阪府へ建設リサイクル法に基づく届け出
-----	-------------------	---------------------



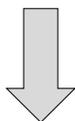
※必ず届け出を行ったことを証明する書類を受け取り、保管してください。
 ※届け出は工事着手の7日前までに行ってください。

申請者（施工業者）	除却工事が特定建設作業に該当する場合	豊能町環境課へ届け出
-----------	--------------------	------------



※必ず届け出を行ったことを証明する書類を受け取り、保管してください。
 ※届け出は工事着手の7日前までに行ってください。

申請者	除却着手	除却工事に着手してください。
-----	------	----------------



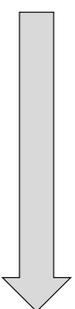
(変更・中止する場合に提出) ※除却工事にかかる費用の変更が生じた場合等
 既存空家住宅除却補助金交付申請 変更・中止 申請書 (様式第6号)

申請者	完了連絡	除却が完了しましたら、建設課都市計画グループまで電話連絡を入れてください。
-----	------	---------------------------------------



※建設課担当職員が現地で除却の完了を確認します。

申請者	完了報告	下記の書類が全て揃いましたら、建設課都市計画グループまでご提出ください。
-----	------	--------------------------------------



- (必ず提出) ※書類に不備等があれば交付決定が取り消されますのでご注意ください。
- 既存空家住宅除却完了報告書 (様式第8号)
 - 除却工事写真 (施工前及び施工後の状態が確認できるカラー写真)
 - 除却工事に要した費用の請求書の写し
 - 除却工事に要した費用の支払いを証明する領収書の写し
 - 除却物の処分に関する産業廃棄物マニフェスト (A票・E票) の写し
- (該当する場合に必要な書類)
- 延床面積が80㎡以上の場合、建設リサイクル法に基づく届け出および受理されたことを証明する書類等
 - 特定建設作業に該当する場合、特定建設作業実施届出書の受理印の押された副本 (控え) の写し
 - その他、町長が必要と認める書類

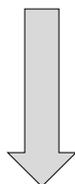
豊能町による審査を経て、下記の書類が交付されます。

- ・ 既存空家除却補助金交付額確定通知書
- ・ 既存空家除却確認通知書
- ・ 認定敷地証明書



※審査の結果、交付決定取消し通知書が送付された場合は補助金の交付は受けられません。

申請者	補助金交付請求	交付額確定通知を受け取ったら請求してください。
-----	---------	-------------------------



<重要> 請求書の提出期限は2月末日までです。期限を過ぎると交付が取り消されます。
 (必ず提出) 既存空家住宅除却補助金交付請求書 (様式第12号)

申請者	固定資産税減免申請	固定資産税の納税通知書が届きましたら、税務課に申請してください。それまでは「認定敷地証明書」を大切に保管してください。 固定資産税減免の申請方法等については税務課へお問合せください。
-----	-----------	--

(固定資産税の納税通知書が送付されたら税務課へ提出)

- 豊能町から交付された「認定敷地証明書」(様式11号)の写し

豊能町より請求書に記載された口座へ補助金を振り込みます。

<補助金交付の取り消しや交付後の補助金の返還について>

不正行為や要綱違反など、要綱第17条第1項に該当することが判明した場合は、同条第2項に規定のとおり、申請者に取消しを通知し、補助金交付後の場合は返還を命じることになります。